

特定非営利活動法人鳳雛塾平成17年度第1回臨時総会議事録

1. 日時 平成17年8月2日(火) 14:00~15:00
2. 場所 佐賀大学科学技術共同開発センター3階会議室(佐賀市本庄町1番地)
3. 出席者の確認 17名 本人出席 8名(指山理事、佐藤氏、山崎氏、吉泉氏、千綿氏、岩松氏、新納氏、横尾)
委任状出席 9名
オブザーバー参加1名(本司さん)
現在会員数22名に対し出席者17名で定足数(1/3以上)を満たしており、臨時総会として成立していることを確認。

4. 審議事項

- 議題 1 短期借入金の借入について
- 議題 2 定款の一部変更について
第23条8号 総会の権能(借入金)
第16条 役員任期等

- (1) 定刻に至り、事務局横尾が開会を宣言した。
次に、議長選出を諮ったところ、満場一致を持って指山氏を議長に選出した。
続いて、議事録署名人として佐藤会員及び山崎会員を選出した。

(2) 議案の審議

短期借入金の借入について

事務局横尾から短期借入金の借入について以下の説明があった。

7月22日の理事会で審議した短期借入金について、総会議決事項となった経緯について説明した。(返済原資は本年度内の収入とみなされる経産省の補助金を原資とするものの、年度を越えての返済となるため、厳格な対応を取り、総会の決議事項(第23条8号)とするに至った。)

デジタルコミュニケーション佐賀と取り交わす予定の金銭消費貸借契約書(案)を元に、同社から借入を実施するに至った理由、借入金額、資金使途、最終弁済日、利息金額(金利)および担保や保証人に関する事項について説明した。

<会員からの質問>

・高額借入の場合の対応

今回の借入は上限10百万円となっているが、例えば1億円(高額)であったとしても理事会決議事項とするのか。

短期借入金の場合は、理事会決議事項で十分機能するという見解を議長より頂いた。

・損害金に関する質問

期限後支払い時などの損害金計算方法等について説明した。

上記事項につき会員へ諮ったところ、全員異議なく可決された。

定款の一部変更について

事務局横尾より定款の一部変更について以下2点の説明があった。

- ア. 第23条8号に規定のある借入金の除外事項を「1年以内の短期借入金を除く」に変更するという説明があった。これは本日の第1号議案として諮った

内容に基づくものであり、1年以内の短期借入金については、理事会に判断を委ねることとしたい旨の説明がなされた。

1. 第16条に規定のある役員の任期等について、法務局から指摘がなされている事項を説明し、現在の条文に「前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する」を第2項として追加するという説明があった。なお、現在の同条2項、3項はそのまま同条3項、4項に繰り下げとする。

【定款変更前後の対応表】

条項	変更前	変更後
ア.第23条8号	借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄	借入金(1年以内の短期借入金を除く。第48条において同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
イ.第16条2項(追加)		前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

上記事項ア.イ.2点につき会員へ諮ったところ、全員異議なく可決された。また、定款の変更手続き(所轄庁等への変更手続き等)については、事務局が責任を持って遂行することを宣言し、会員より了承を得た。

(3) その他(報告およびお願い事項)

事務局横尾から17年度事業等に関する報告およびお願い事項として下記の説明があった。

- 佐賀大学内での設立から1ヶ月が経過し、現在取り組んできた内容の説明
- キャリア教育事業の進捗状況報告
- 事務局担当者の紹介(山崎氏、吉泉氏)
- 事務局機能補充のため、会員の皆様へ協力の要請
- NPO法人入会案内の本格的開始について(入会者の紹介依頼)

議長は、以上をもって特定非営利活動法人鳳雛塾の臨時総会に関するすべての議案を終了したので、15時00分閉会を宣言した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成17年 8月 2日

議長 印

議事録署名人 印

同 印

